

2021年3月改訂 『本支管指針 (維持管理編)』 (JGA 指-203-16) 新旧対照表 (抜粋)

現行版	改訂案	改訂理由
<p><b>4.2 漏えい検査</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 道路に埋設されている本支管 (ポリエチレン管を除く) は、埋設の日以後 <u>40 月</u> に <u>1 回以上</u>、適切な方法により漏えい検査を行わなければならない*<sup>1</sup>。</p> <p>(2) 漏えい検査の結果、漏えいを検知した場合は、速やかに適切な保安のための措置を講じ、修理する*<sup>2</sup>。</p> </div> <p><b>【関連条項】</b></p> <p><u>法 第28条 (ガス工作物の維持等)</u>  <u>法 第30条 (保安規程)</u>  省令 第47条 (防食措置)  解釈例 第103条 (防食措置)  省令 第51条 (漏えい検査)</p> <p><b>【解 説】</b></p> <p>* 1 (1) 省令では道路に埋設されている本支管 (ポリエチレン管を除く) は、<u>40 月に 1 回以上</u> 解釈例に定める方法により漏えい検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬと規定されている。</p> <p>(2) 漏えい検査は次のいずれかの方法により行う。ただし、ガスの空気に対する比重が1より大きい場合は(a)若しくは(c)に限る。</p> <p>(a) ボーリングによる方法  本支管の路線上を間隔約5mで深さ約50cmのボーリングを行い、その穴に管を立て約1分を経過した後又は吸引を行った後、ガス検知器**<sup>1</sup>又は臭気により漏えいの有無を調べる。ただし、道路の構造上、ボーリングによる漏えい検査が困難な場合であってマンホール等がある場合は、マンホール等で調べることができる。</p> <p>(b) 水素炎イオン化式ガス検知器又は半導体式ガス検知器による方法**<sup>2</sup>  水素炎イオン化式ガス検知器 (F I D) 又は半導体式ガス検知器を用いて本支管の路線上を毎時4km以下で走行し、地表から約2cmの高さの雰囲気を約1リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。  ただし、本支管の近傍に舗装目地、マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっては、これらの箇所を本支管の路線上とみなすことができる。</p> <p>(c) 圧力保持による方法**<sup>3</sup>  比較的小規模な団地のように配管系の物理的拡がり小さく、漏えい検査により圧力降下が検知された場合に、漏えい箇所の特特定が容易に行える低圧の本支管について</p>	<p><b>4.2 漏えい検査</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 道路に埋設されている本支管 (ポリエチレン管を除く) は、埋設の日以後 <u>4 年に 1 回以上</u>、適切な方法により漏えい検査を行わなければならない*<sup>1</sup>。</p> <p>(2) 漏えい検査の結果、漏えいを検知した場合は、速やかに適切な保安のための措置を講じ、修理する*<sup>2</sup>。</p> </div> <p><b>【関連条項】</b></p> <p><u>法 第61条 (ガス工作物の維持等)</u>  <u>法 第64条 (保安規程)</u>  省令 第47条 (防食措置)  解釈例 第103条 (防食措置)  省令 第51条 (漏えい検査)</p> <p><b>【解 説】</b></p> <p>* 1 (1) 省令では道路に埋設されている本支管 (ポリエチレン管を除く) は、<u>4 年に 1 回以上</u> 解釈例に定める方法により漏えい検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬと規定されている。</p> <p>(2) 漏えい検査は次のいずれかの方法により行う。ただし、ガスの空気に対する比重が1より大きい場合は(a)若しくは(c)に限る。</p> <p>(a) ボーリングによる方法  本支管の路線上を間隔約5mで深さ約50cmのボーリングを行い、その穴に管を立て約1分を経過した後又は吸引を行った後、ガス検知器**<sup>1</sup>又は臭気により漏えいの有無を調べる。ただし、道路の構造上、ボーリングによる漏えい検査が困難な場合であってマンホール等がある場合は、マンホール等で調べることができる。</p> <p>(b) 水素炎イオン化式ガス検知器又は半導体式ガス検知器による方法**<sup>2</sup>  水素炎イオン化式ガス検知器 (F I D) 又は半導体式ガス検知器を用いて本支管の路線上を毎時4km以下で走行し、地表から約2cmの高さの雰囲気を約1リットル毎分で吸引して漏えいの有無を調べる。  ただし、本支管の近傍に舗装目地、マンホール等の通気性を有する箇所がある場合にあっては、これらの箇所を本支管の路線上とみなすことができる。</p> <p>(c) 圧力保持による方法**<sup>3</sup>  比較的小規模な団地のように配管系の物理的拡がり小さく、漏えい検査により圧力降下が検知された場合に、漏えい箇所の特特定が容易に行える低圧の本支管について</p>	<p>ガス事業法の改正*  ※今回の修正範囲以外の修正箇所については、定期見直し時に一斉修正する予定</p> <p>ガス事業法の改正*  ガス事業法の改正*</p> <p>ガス事業法の改正*</p>

現行版	改訂案	改訂理由
<p>は、検査部分へのガスの流入を遮断した後、圧力測定器具の種類及び検査部分の容積に応じた保持時間以上保持し、漏えいの有無を調べる。</p> <p>なお、この方法はガスの供給停止が可能な場合にのみ適用できる。</p> <p>(3) 漏えい検査の実施に際しては次のことに留意する。</p> <p>(a) 各検知器はその特性に応じて使用する。</p> <p>(b) 必要により道路使用許可を受ける。</p> <p>(c) 交通に支障を及ぼさないように配慮するとともに、自らも交通事故に遭わないように留意する。</p> <p>(d) 導管等埋設図に基づき、本支管の圧力及び埋設位置等を確認しながら行う。</p> <p>(e) ボーリング作業に際しては他の埋設物に損傷を与えないように留意し、ボーリング孔は確実に補修する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><b>【参 考】</b></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>※※2 水素炎イオン化式ガス検知器（F I D）及び半導体式ガス検知器の使用上の留意点</p> <p>(1) 測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また、半導体式ガス検知器についてはガスの濃度が10ppm以下で探知できる性能を有すること。</p> <p>(a) 路面上の雰囲気を捕集するためのマット</p> <p>(b) 吸入気体中の不純物を除去するためのフィルター</p> <p>(c) F I Dについては水素点火表示計及び水素ガス圧力計</p> <p>(d) F I Dについてはサンプリング部吸引ポンプ及び検知部吸引ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置。</p> <p>(e) 半導体式ガス検知器については、吸入ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置。</p> <p>(2) 水溜りがある場所、凍結している場所、砂ぼこりが舞い上がる程度の風が吹いている場所では測定を行わない等の測定に関する留意事項を厳守すること。</p> <p>(3) <u>日常点検・整備を行うとともに、原則として年1回以上定期点検・整備を行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>は、検査部分へのガスの流入を遮断した後、圧力測定器具の種類及び検査部分の容積に応じた保持時間以上保持し、漏えいの有無を調べる。</p> <p>なお、この方法はガスの供給停止が可能な場合にのみ適用できる。</p> <p>(3) 漏えい検査の実施に際しては次のことに留意する。</p> <p>(a) 各検知器はその特性に応じて使用する。</p> <p>(b) 必要により道路使用許可を受ける。</p> <p>(c) 交通に支障を及ぼさないように配慮するとともに、自らも交通事故に遭わないように留意する。</p> <p>(d) 導管等埋設図に基づき、本支管の圧力及び埋設位置等を確認しながら行う。</p> <p>(e) ボーリング作業に際しては他の埋設物に損傷を与えないように留意し、ボーリング孔は確実に補修する。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p><b>【参 考】</b></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>※※2 水素炎イオン化式ガス検知器（F I D）及び半導体式ガス検知器の使用上の留意点</p> <p>(1) 測定に使用する検知器は次の装置等を具備していること。また、半導体式ガス検知器についてはガスの濃度が10ppm以下で探知できる性能を有すること。</p> <p>(a) 路面上の雰囲気を捕集するためのマット</p> <p>(b) 吸入気体中の不純物を除去するためのフィルター</p> <p>(c) F I Dについては水素点火表示計及び水素ガス圧力計</p> <p>(d) F I Dについてはサンプリング部吸引ポンプ及び検知部吸引ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置。</p> <p>(e) 半導体式ガス検知器については、吸入ポンプ用の電源電圧が低下した場合に警報を発する装置。</p> <p>(2) 水溜りがある場所、凍結している場所、砂ぼこりが舞い上がる程度の風が吹いている場所では測定を行わない等の測定に関する留意事項を厳守すること。</p> <p>(3) <u>性能を維持し適正に検査ができるよう、定期的に点検・整備する。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>検知器の管理方法が規定された経済産業省通達（5 資公部第114号）は、経済産業省ガス安全室から既に廃止されたものとの見解が得られたことから、検知器の管理方法に関わる具体的な記載を削除。</p>